

平成 22 年 4 月 1 日 改正施行

平成 23 年 4 月 1 日 改正施行

平成 26 年 12 月 16 日 改正施行

# 梅が丘自治会 規約

## 梅が丘自治会規約

### (名称及び事務所)

第1条 本会は「梅が丘自治会」(以下「本会」という)と称し、その事務所を、横浜市青葉区梅が丘の本会 会長宅に置く。

### (区 域)

第2条 本会の区域は、横浜市青葉区梅が丘の全区域とする。

### (会 員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域内に住所を有する個人を一般会員とし、本会は正当な理由なく入会を拒むことはできない。また退会は自由とする。

2. 同区域内に事務所・店舗等を設置する法人等を賛助会員とし、法人会員と称する。 但し、法人会員は、第14条の総会への出席及び議決権の行使はできないものとする。
3. 入退会にあたっては、会備えつけの届出用紙に記入し、班長、ブロック長を通じて担当役員に提出する。

### (目 的)

第4条 本会は、民主主義の精神に基づき、会員が相互に協力して会員互助の親睦及び福祉の増進を図り、安全で明るく住みよい地域社会の建設に務めることを目的とする。

### (活 動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 神奈川県及び横浜市の広報紙等の配布に協力すること。
- (2) 防犯・防火・防災及び交通安全対策に関すること。
- (3) 区域内の防犯灯の設置及び維持管理に関すること。
- (4) 保健衛生・環境衛生、道路、下水等の設備保全に協力すること。
- (5) 会員の福祉増進に関すること。
- (6) 会員の不幸の場合における協力に関すること。
- (7) 公益に関する地区委員の推薦を行うこと。
- (8) 連合自治会等との連絡または連携に関すること。
- (9) 集会施設の維持管理を行うこと。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(活動の原則)

第6条 本会は、会員の総意に基づいて活動し、如何なる団体或いは個人にも支配されてはならない。

(組 織)

第7条 本会の区域を適宜のブロックに区分し、更に適当数の班に分け、それぞれ会員の合議または互選により選出したブロック長及び班長を置く。

2. ブロック長の任期は1年とする。また班長の任期は原則として1年とするが、半年での交替も可とする。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名以上
会 計	2名以上 (一般会員担当、法人会員担当各1名)
監 事	1名以上
総 務	2名以上
書 記	4名以上
ブロック長	各ブロック1名
部門担当部長	各部門1名 (部門については別途細則に定める)

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計を担当し、資産の管理を行う。
4. 監事は、次の業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求すること。
5. 総務は、主として行事関係を担当するとともに、本会の庶務業務（書記担当部分を除く）にあたる。
6. 書記は、会議の資料及び記録の作成を担当するとともに、本会の広報活動にあたる。
7. ブロック長は、担当ブロック内の班長と連携し、会員のコミュニケーションの円滑化を図るとともに、会員への広報紙、回覧物の配布及び会費の徴収を行う。また、転入者等に対し、班長と協力して自治会加入を働きかける。
8. 各部長は、関係協力員と緊密に連携して担当部門の業務を行う。
9. 役員は、本会の行事において、それぞれ役割を担う。

(役員を選出・解任)

第10条 会長、副会長ならびに監事は、総会において会員（法人会員を除く）の中から選任する。

2. 監事と会長・副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。
3. その他の役員については、推薦または互選により役員会において選出し、総会の承認により決定する。
4. 役員に規約違反または本会の対面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

(役員任期)

第11条 ブロック長を除く役員任期は、当初は2年とし、再任後の任期は1年とする。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員再任は妨げない。ただし、同一職務では連続して8年（会計は4年）を限度とする。
4. 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が着任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(顧問)

第12条 会長は、顧問を委嘱することができる。

(機関)

第13条 本会は、最高決定機関として総会を、運営機関として役員会を置く。

(総会)

第14条 通常総会は、会計年度終了後1か月以内に開催する。なお、次の各号の一つに該当するときは、該当した日から1か月以内に臨時総会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 一般会員の3分の1以上から総会の目的である事項及びその内容を示して開催の請求があったとき。
  - (3) 第9条第4項第4号により監事から開催の請求があったとき。
2. 総会は、会長が招集し、総会の目的である事項及びその内容、並びに日時及び場所を開催日の7日前までに文書をもって一般会員に通知する。
  3. 一般会員は、総会において各々一箇の議決権を有する。
  4. 総会は、一般会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
    - (2) 書面による表決、または他の会員に表決を委任した者は、出席したものとみなす。
  5. 議長は、総会の出席会員の中から選出する。
  6. 議事は、この規約に別段の定めがある場合のほか、出席会員の過半数（書面表決者及び表決委任者を含む）をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7. 通常総会においては、次の事項を議決する。
  - (1) 事業の報告ならびに計画に関すること。
  - (2) 予算・決算に関すること。
  - (3) 第10条に定める役員を選任に関すること。
  - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、第22条第1項第5号により本会に備える。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、第8条の役員によって構成する。但し、監事は役員会の議事に付き、表決に参加しない。

2. 役員会は、次の事項につき、協議・決定する。
  - (1) 総会が議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会の議決を要しない本会の運営に関する事項。
3. 役員会は、通常毎月1回、会長が召集する。
4. 役員会は、監事を除く役員の過半数の出席をもって成立する。
5. 役員会の議長は、会長または会長の指名した者がこれにあたる。
6. 議事は、監事を除く出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
7. 当会と連携して活動する以下の会の代表者は、役員会に出席するが、その議決には参加しない。
  - (1) 梅和会
  - (2) 子供会
  - (3) 公園愛護会
  - (4) その他
8. 第4項の規定は第14条第4項第2号の規定を、第6項の規定は同条第6項の規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(表彰)

第17条 本会の活動に顕著な功績が認められる退任役員に対し、会長は、役員会の承認を得て、表彰することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費及び経費)

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収入で構成される本会の資産をもって支弁する。

2. 会費の金額、集金方法、退会者への返還方法等については、第25条第2項の細則に定める。

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次のものによって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 本会の活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の取得・管理及び処分)

第21条 重要な資産の取得及び処分は、総会において総会員（法人会員を除く）の3分の2以上の議決を要する。

2. 本会の資産の管理は役員会の議決による。

(書類及び帳簿)

第22条 本会には次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約ならびに規則・細則またはこれに準ずる書類
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員名簿
  - (4) 認可及び登記等に関する書類
  - (5) 総会の議事録（資料を含む）
  - (6) 役員会の議事録（資料を含む）
  - (7) 収入支出に関する帳簿及び証憑
  - (8) 資産台帳
  - (9) 財産目録
2. 前項の(2)は、会員の入退会の都度変更し、(9)とともに常に本会に備え置く。
  3. 第1項の各書類、及び帳簿の所管役員、保存年限等については別途細則に定める。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監査を受けたうえで、毎会計年度終了後1か月以内に開催される通常総会で承認を受けなければならない。

(規約の変更その他)

第25条 本規約の変更は、総会において総会員（法人会員を除く）の3分の2以上の議決によって決定し、かつ横浜市青葉区長の認可を受けなければならない。  
2. 本規約施行のために必要な規則及び細則は、総会の議決による委任を経て役員会で定める。

(解 散)

第26条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。  
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員（法人会員を除く）の3分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第27条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員（法人会員を除く）の3分の2の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(附 則)

1. この規約は、本会が法人として認可された年月日から適用する。
2. 本会の法人としての初年度の事業計画及び予算は、前項の認可日の属する会計年度のものとする。

\*梅が丘自治会は昭和45年（1970年）11月27日に発足した。

\*最近の規約改正履歴

平成22年	4月	1日改正施行
平成23年	4月	1日改正施行